

令和6年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 市5

松戸市立松戸高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

人物、学業ともに優れており、次のア又はイのいずれかに該当する生徒

ア 特別活動等や資格取得に実績を有し、目標や志を持って、意欲的に高校生活を送れること。

イ スポーツ、芸術活動等に意欲的に取り組み、本校入学後も積極的に活動を継続し、学習との両立を図りながらさらに技能を向上させる意志があること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査（自己表現）	<p>次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択</p> <p>ア 実技による自己表現 実施形態：個人で発表（ただし、団体種目は、複数人数で実施） 次の実技のうち1つを選択 男子のみの種目：野球・ラグビー・ハンドボール 女子のみの種目：ソフトボール 男女の種目：サッカー・陸上競技・硬式テニス・弓道・柔道・剣道 バレーボール・バスケットボール・ バドミントン・卓球・吹奏楽・合唱 検査時間：5分～50分（種目により異なる）</p> <p>イ 口頭による自己表現 実施形態：個人で発表 与えられたテーマについて、口頭（日本語）による自己表現を行う。 検査室への道具の持ち込みは一切認めない。 検査時間：2分以内</p>

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。

(2) 調査書〔170点満点〕

アの数値に、エについて加点（上限35点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3年間の欠席日数の合計が30日以上の場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○の数が1個以下の場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、 部活動の記録及び特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については加点する。 「特記事項」に英語検定、漢字検定、数学検定各3級以上の記述があった場合は加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判断する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（自己表現）〔40点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、2つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（やや問題がある）・d（問題がある）の4段階で評価する。2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（a a～d d）で得点化する。

ア 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	当該種目に積極的・意欲的に取り組んでいる。 当該種目の技能を向上させようとする意志がある。
(イ) 表現内容	当該種目における基礎的及び専門的スキルを身に付けている。

イ 口頭による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	発表に積極的・意欲的に取り組んでいる。 入学後の生活に対する目標や意識が明確であり、意欲的に高校生活を送る意志がある。
(イ) 表現内容	発表内容がテーマに即しており、まとまりや説得力がある。 表現力豊かに、分かりやすく発表を行うことができる。

4 選抜方法

(1) 市内中学生優先入学制度

令和6年度松戸市立松戸高等学校第1年次入学者選抜要項において、「普通科においては募集定員の一部について、志願者及び保護者が松戸市内に居住し、松戸市立中学校を令和6年3月卒業見込みの者を優先とする。」としている。そのため、市内中学生を、普通科募集定員全体の40%程度まで確保するようにしている。

(2) 選抜の方法

ア 「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、次のパーセントまでを入学許可候補者とする。

(ア) 受検者数が募集人員以内のときは、受検者数の60パーセント

(イ) 受検者数が募集人員を超えるときは、募集人員の60パーセント

<ア：総得点の満点の内訳>

学力検査の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定(K=1)	加点	自己表現	
500点	135点	35点	40点	710点

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」に本校の定める係数（k1=1、k2=1、k3=5、k4=1）を乗じて算出した得点を加えた「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

<イ：総得点の満点の内訳>

学力検査の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定(k1=1)	加点(k2=1)	自己表現(k3=5)	
(k4=1) 500点	135点	35点	200点	870点

※ k1：アの「調査書の各教科の評定の全学年の合計値にKを乗じた数値」に乗じる係数

※ k2：アの「調査書の記載事項の加点」に乗じる係数

※ k3：アの「学校設定検査の得点」に乗じる係数

※ k4：アの「学力検査の得点」に乗じる係数

(3) その他

- ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱い
はしない。
- イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細
部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。